

地域防犯パトロールカー支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域防犯パトロールカー支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 地域防犯に関する活動（以下「地域防犯パトロール」という。）を第3条に定める車両により行う場合において、その車両の維持経費の一部を補助することにより、地域住民による地域防犯活動を支援することを目的として交付するものとする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は地域防犯パトロールの用に供するため、次に掲げる事項に該当する車両（以下「地域防犯パトロールカー」という。）の車検整備にかかる事業とする。

(1) 白黒塗装かつ青色回転灯（福岡県警察本部から青色防犯パトロール適格団体証明書を受けた団体が所有する車両）を装備した車両。

(補助対象団体)

第4条 補助金を交付する団体は、地域防犯パトロールカーを管理する「福岡市自治協議会に関する要綱」第4条に登録された団体、及びその他区長が認める団体（以下「団体」という。）とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第3条に規定する車両に係る次の経費とする。

- (1) 車検代（基本整備、自賠責保険、重量税、印紙代）
- (2) 車検時に発生する関連費用（消耗品代及び地域防犯パトロールに必要な設備費）

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費について10万円を限度（以下「補助金限度額」という。）とし、予算の範囲内で市長が決定し交付する。

(補助金の申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする団体（以下「申請団体」という。）は、地域防犯パトロールカー支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

- (1) パトロールに関する計画書
- (2) 申請団体の規約
- (3) 役員名簿
- (4) 車検証（写）
- (5) 対象車両の写真（車両番号、白黒塗装、青色回転灯の装備が確認できるもの）

(補助金の交付決定)

第8条 区長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、地域防犯パトロールカー支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請団体に通知しなければならない。

2 区長は、前項の場合において必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項に修正を加えて補助金の交付を決定することができる。

(補助事業の交付条件)

第9条 区長は、前条の決定をする場合には、次の各号に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 補助事業の内容、又は執行計画の変更(区長が認める軽微な変更を除く。)をする場合においては、区長の承認を受けるべきこと。
- (2) 補助事業を中止する場合においては、区長の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに区長に報告しその指示を受けるべきこと。
- (4) 車検代費用補助後2年以内に廃車等を行う際に、自動車損害賠償責任保険料返戻金又は重量税還付金が生じる場合は、当該返戻金又は還付金を返納すること。

なお、補助決定後2年間は、新規導入車両の車検費用補助は行わないものとする。

- 2 区長は補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、前項に定める条件のほか、必要な条件を定めることができる。
- 3 補助金の交付を受けた団体(以下「補助団体」という。)は、第1項の規定による承認を受ける場合においては、あらかじめ、地域防犯パトロールカー支援事業補助金交付変更申請書(様式第3号)を区長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助団体は、事業が完了したときは、速やかに、地域防犯パトロールカー支援事業補助金実績報告書(様式第4号)に次の各号に掲げる書類を添えて区長に報告しなければならない。

- (1) 車検証の写し、領収書の写し等
- (2) その他、区長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 区長は、前条の報告を受けた場合は、その報告が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを地域防犯パトロールカー支援事業補助金実績調査確認書(様式第5号)をもって調査確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助団体に地域防犯パトロールカー支援事業補助金確定通知書(様式第6号)をもって通知しなければならない。

- 2 区長は、交付決定金額と確定金額に差額が生じる際は、補助団体に前項の確定通知書及び返納通知書をもって通知しなければならない。
- 3 補助団体は、前項の規定による返納通知書を受領した場合は、区長の定める期限までに返納しなければならない。

(補助金の交付時期)

第12条 補助金は、前条の規定により確定した額を補助事業の終了後に交付するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、地域防犯パトロールカー支援事業補助金交付要領で定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(期間)

この要綱は、平成29年3月31日をもって廃止する。

附 則
(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
(施行期日)

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
(施行期日)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(改正前の様式の使用)

この要綱により改正された申請書等の様式については、当分の間、なお改正前の様式を使用することができる。

(期間)

この要綱は、平成 33 年 3 月 31 日をもって廃止する。

附 則
(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(期間)

この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日をもって廃止する。

附 則
(施行期日)

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(期間)

この要綱は、令和 11 年 3 月 31 日をもって廃止する。

但し、補助効果の検証を行い継続が必要と判断される場合は、これを延長することができる。